

## 諮 問 書

桂川町自治基本条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的として、平成27年4月1日に施行しました。

本町のまちづくりを推進していくためには多くの課題がありますが、課題に対して真摯に向き合い、現状を直視し、文化の薫り高い心豊かな桂川町を築いていくことが私たちに課せられた責務であると認識しています。

さて、自治基本条例推進委員会は、桂川町自治基本条例第38条第1項の規定に基づき「条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図る」ことを目的として設置されております。第一期の自治基本条例推進委員会においては、主に自治基本条例の普及啓発・認知状況や住民・行政・議会の責務などについて調査審議が行われ、本年7月に答申をいただきました。

答申の内容は多岐にわたっていますが、中でも、地域コミュニティの推進につきましても、自治会加入者の減少や役員等世話人の担い手不足など様々な課題が惹起しています。

こうした現状を踏まえ、第二期の自治基本条例推進委員会では、住民自治組織や住みよいまちづくりの根幹ともいえる地域コミュニティの推進・活性化について、桂川町自治基本条例の円滑な運用及び推進状況等と併せて、調査審議いただきますよう諮問いたします。

平成29年9月12日

桂川町長 井上利一